

憲法擁護こそ自覚せよ

写真は中日新聞 8 月 4 日朝刊から。安倍再改造内閣が発足し、「首相に近い保守結集」「改憲路線 加速シフト」と。当日の「一本社説」は他紙社説と比べて、鋭く問題を提起しているのが抜粋して紹介したい。

新内閣は、従来とは政治状況が全く異なることに、私たちは留意せねばなるまい。それは 7 月の参院選を経て、憲法改正に前向きな、いわゆる「改憲派」が、改正の発議に必要な 3 分の 2 以上の議席を衆参両院で占めている、ということである。

参院選で政権与党である自民、公明両党は、憲法改正が争点となることを意図的に避けてきた。しかし、与党の党首を兼ねる首相が改憲意欲を示し続ける以上、新内閣がどんなに経済最優先、アベノミクスの加速を掲げても「改憲内閣」の鎧は隠しきれないのが現実だろう。主要野党が反対するような改正はすべきでないというのが、衆参両院で 3 分の 2 という高いハードルを課した憲法の趣旨だろう。与党多数という「政治的資産」は緊急を要しない憲法改正よりも国民の暮らしをより豊かにする政策にこそ振り向けるべきである。

新体制発足を機に、あらためて強調しておきたい憲法の条文がある。第 99 条である。

〈天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、
この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。〉

憲法は国民が政治権力を律するためにある。憲法改正の発議権がある国会議員が、改正を議論することは許されてしかるべきだが、発議権を有しない首相や閣僚が現行憲法を蔑ろにするような言動を繰り返し、改正を既定路線のように印象づけるのは言語道断だ。

安倍首相の党総裁としての任期を、18 年 9 月を越えて延長する案も自民党内から聞こえるが、賢明な判断とはとても言えない。ましてやそれが、安倍首相在任中の改憲を実現する目的なら、憲法を私するような行為と厳しく指弾されてもやむを得まい。

自民党史をひもとけば、中曽根康弘首相が 1986 年、衆参同日選勝利を受けて 1 年間延長された例はあるが、総裁に任期がある背景に、権力の集中、腐敗を防ぐ民主主義の経験や知恵があることを忘れるべきではないだろう。

(2016 年 8 月 7 日)

